

※集計範囲に記載の組織名称は記録当時の名称です。

環境データの集計範囲、集計期間、算定条件・根拠

組織内のエネルギー消費量

集計範囲	<p>※2017 年度末に譲渡した関係会社を含む：</p> <p>国内 13 事業所（東洋ゴム工業株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、東洋ゴム基盤技術センター）、福島ゴム株式会社、株式会社ソフランウィズ、東洋ソフラン株式会社、綾部トヨーゴム株式会社、株式会社エフ・シー・シー、オリエント工機株式会社）</p> <p>海外 10 事業所（TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC., TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC., TOYO TYRE AND RUBBER AUSTRALIA LTD., 東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED、TOYO SOFLAN WIZ (THAILAND) CO., LTD.）</p>
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	燃料使用実績値から算出。2013 年度標準発熱量（経済産業省資源エネルギー庁）で換算。

組織外のエネルギー消費量（輸送時のエネルギー消費量）

集計範囲	国内物流（トラック、船舶、鉄道）
集計期間	当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・根拠	「荷主の省エネ推進のてびき（第 3 版）」（経済産業省資源エネルギー庁・財団法人省エネセンター）に準拠。

エネルギー原単位

集計範囲	エネルギー原単位（発熱量/売上高）は「組織内のエネルギー消費量」と同じ。国内主要製造拠点は、国内全体エネルギー消費の 95%を占める 4 事業所（東洋ゴム工業株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	燃料使用実績値から算出。エネルギー消費量の換算は「組織内のエネルギー消費量」と同じ。売上高は連結決算値。発熱量 1,000 万 KJ を原油 0.258 kl として換算（省エネ法施行規則第 4 条（換算の方法））。

低燃費タイヤ生産比率

算定条件・根拠	「タイヤの LCCO2 算定ガイドライン Ver. 2.0」（（一社）日本自動車タイヤ協会）に準拠。
---------	--

※集計範囲に記載の組織名称は記録当時の名称です。

温室効果ガス（GHG）排出量

集計範囲	<p>直接および間接的 GHG 排出量は、「組織内のエネルギー消費量」と同じ。</p> <p>スコープ 1,2,3 は、国内外タイヤ製造関連 12 事業所（東洋ゴム工業株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、東洋ゴム基盤技術センター）、福島ゴム株式会社、TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC.、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD）</p> <p>CO2 排出原単位は、国内主要製造拠点 4 事業所（東洋ゴム工業株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社）</p>
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	<p>燃料使用実績値から算出。総量は「2013 年度炭素排出係数」（資源エネルギー庁）、「CO2 Emissions Factors (2017 edition)」（IEA）を使用。スコープ 1,2,3 は、「タイヤの LCCO2 算定ガイドライン Ver. 2.0」（（一社）日本自動車タイヤ協会・2012 年）、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver.2.1」（環境省、経済産業省・2014 年）に準拠。国内主要製造拠点における CO2 排出原単位は 2005 年度実績との比較を行うため、「2005 年度炭素排出係数」（資源エネルギー庁）、「2005 年度受電端係数」（電気事業連合会）を使用。</p>

2017 年度排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減された GHG 排出量

集計範囲	「組織内のエネルギー消費量」と同じ。
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	各燃料使用量の計画値に対する削減実績値から算出。

オゾン層破壊物質（ODS）の排出量

集計範囲	東洋ゴム工業株式会社 7 事業所（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、東洋ゴム基盤技術センター、自動車部品技術センター）
集計期間	当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・根拠	「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」（環境省、経済産業省・平成 27 年）による

窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物

集計範囲	<p>※2017 年度末に譲渡した関係会社を含む：</p> <p>NOx、SOx は、国内製造関連 5 事業所（東洋ゴム工業株式会社（仙台工場、</p>
------	--

※集計範囲に記載の組織名称は記録当時の名称です。

	桑名工場、兵庫事業所)、福島ゴム株式会社、綾部トヨーゴム株式会社。 VOC は国内製造関連 8 事業所 (東洋ゴム工業株式会社 (仙台工場、桑名工場、兵庫事業所)、福島ゴム株式会社、東洋ソフラン株式会社、綾部トヨーゴム株式会社、株式会社ソフランウイズ、株式会社エフ・シー・シー
集計期間	NOx、SOx は当年 1 月～12 月、VOC は当年 4 月～翌年 3 月
算定条件・根拠	計測値。VOC は各拠点年間 1t 以上使用実績のある物質についての集計値。

取水量

集計範囲	※2017 年度末に譲渡した関係会社を含む： 国内 13 事業所 (東洋ゴム工業株式会社 (本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、東洋ゴム基盤技術センター)、福島ゴム株式会社、株式会社ソフランウイズ、東洋ソフラン株式会社、綾部トヨーゴム株式会社、株式会社エフ・シー・シー、オリエント工機株式会社) 海外 10 事業所 (TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC., TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC., TOYO TYRE AND RUBBER AUSTRALIA LTD., 東洋橡塑 (広州) 有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎 (諸城) 有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED、TOYO SOFLAN WIZ (THAILAND) CO., LTD.)
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	計測値

当社の主な製造拠点における排水量および水質

集計範囲	東洋ゴム工業株式会社 (仙台工場、桑名工場、兵庫事業所)
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	計測値

主要な原材料

集計範囲	東洋ゴム工業株式会社
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	購入量実績。原材料使用効率はタイヤ生産量をタイヤ生産関連の主要原材料総量で除した割合。

※集計範囲に記載の組織名称は記録当時の名称です。

廃棄物

集計範囲	※2017 年度末に譲渡した関係会社を含む： 廃棄物は、国内 13 事業所（東洋ゴム工業株式会社（本社、仙台工場、桑名工場、兵庫事業所、タイヤ技術センター、自動車部品技術センター、東洋ゴム基盤技術センター）、福島ゴム株式会社、株式会社ソフランウイズ、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、株式会社エフ・シー・シー、オリエント工機株式会社）、海外 10 事業所（TOYO AUTOMOTIVE PARTS (USA), INC., TOYO TIRE NORTH AMERICA MANUFACTURING INC., TOYO TYRE AND RUBBER AUSTRALIA LTD., 東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎張家港有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、SILVERSTONE BERHAD、TOYO TYRE MALAYSIA SDN BHD、TOYO RUBBER CHEMICAL PRODUCTS (THAILAND) LIMITED、TOYO SOFLAN WIZ (THAILAND) CO., LTD.）国内の PRTR 法対象物質は、国内 8 事業所（東洋ゴム工業株式会社（仙台工場、桑名工場、兵庫事業所）、福島ゴム株式会社、株式会社ソフランウイズ、東洋ソフラン株式会社、綾部トーヨーゴム株式会社、株式会社エフ・シー・シー）
集計期間	当年 1 月～12 月
算定条件・根拠	総重量、国内リユース量は廃棄物処理請負業者から提供された処理総量情報による。国内リサイクル量は廃棄物発生総量から埋立量を減した量。国内再資源化率は最終処分（埋立量、単純焼却量）以外の廃棄物の割合。PRTR 法対象物質は、第一種指定化学物質は各拠点年間 1t 以上使用実績のある物質、特定第一種指定化学物質は各拠点年間 0.5t 以上使用実績のある物質についての集計値。